

◇===== [第 36 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2021 年 4 月 1 日

◇=====◇

筆者が住まう兵庫県三田市の武庫川河畔でも、はや桜が満開となっています。今年冬は冬の冷え込みが順調で、花芽の休眠打破がうまく機能して、このところの急激な気温の上昇で一挙に開花したようです。

一方コロナ感染は再び拡大をはじめ、長引く様相を示しています。今回のコロナウイルスによるパンデミックの総括をする際には、やはり早期の経済的コールドスリープの検討が必要かと思います。

●===== [時事解説] =====●

生活保護基準の引き下げの是非を問う裁判が全国各地で提訴され、係争中です。この訴訟について、2月22日と3月29日に相反する判決が大阪地裁と札幌地裁で言い渡されました。大阪地裁の判決では「引き下げは裁量権の逸脱や乱用があり、生活保護法の規定に反し違法」と判断し、大半の原告に対する処分を取り消しました¹。一方札幌地裁は「生活扶助基準の改定で、厚生労働相に裁量権の逸脱があったとは言えない」と判断。その上で、原告らの生活が「社会的、文化的面から見ても、最低限度の水準を下回っていると認められない」と結論付けたと報道されています²。

本稿で考察するのはこれらの判決の妥当性についてではありません。裁判の内容や争点については、フリーランス・ライターのみわよしこ氏の記事『「生活保護費の減額はデタラメ」と厚労省を一蹴した、大阪地裁判決の意義』³などを参照いただければと思います。今回筆者が問いたいのは、なぜ同じ内容の訴訟に異なる司法判断が生じるのか、その根底にある構造的な問題とは何なのかということです。

異なる判決の背景にあるのは単に「法廷闘争での技術的な問題」（平たく言えば弁護士の力量の問題）ではありません。この問題の根底にあるのは、「基本的人権」という極めてあいまいな概念によって行政が運営されているという、現代社会の根本的な矛盾です。

本誌がこれまで明らかにしてきたように、「権利」とは範囲なのであって、基本的人権はその範囲を巡って、絶えることのない陣取りゲームの中におかれています。今回の異なる司法判断は、その陣取りゲームの中で、生活保護を巡っ

¹ 共同通信 2 月 22 日

² 時事ドットコム 3 月 29 日

³ ダイアモンド・オンライン 3 月 31 日付(<https://diamond.jp/articles/-/263877>)

てその範囲を広げようとする側に立った裁判官が判決を下したのか、その範囲の拡大を押しとどめようとする側に立った裁判官が判決を下したのか、その違いが出ただけのことです⁴。特にこの裁判において争点となった生存権について言えば、憲法二十五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という条文そのものが、本来の社会契約における国の当事者性を隠蔽し、その義務をあいまいにするための規定となっているわけです。ですからこの規定にある最低限度の生活を巡っては今後とも力関係の変化が生じるたびに(そしてそれは国の側によって範囲が削られ、狭められることへの反抗として生じることの方が多い)、絶えず争われ続けることになるのです。

そしてより根本的なことを言えば、そもそもこうした規定を受けなくてはならない状況におかれた人々を生むという社会の状況そのものが、二十五条の隠蔽工作によってあいまいにされている社会(国)の義務の不履行に起因していることを思えば、憲法二十五条の改憲が必要であると言わざるを得ないでしょう。

当研究所のこれまでの研究成果が明らかにしてきたように、「基本的人権」という概念はホブズ、ロック、ルソーらの観念論的な社会契約説に基づいた、労働力市場での「労働力の不等価交換」を理論的に支える天賦人権論を発展させたものです。第二次世界大戦後、社会権(生存権)が加えられたことで人類史的な発展があったかのように誤解されていますが、その本質は近代市民社会の成立時と何ら変化しておらず、相変わらず資本主義生産様式の精神的理論的支柱として資本主義の時代意識を形成しています。その根底に流れるのは、個人が社会をつくっている、個人間の契約で社会(国家)が成立しているという神話に他なりません。その核をなす「生きるためには何をしていても良いという自由(自然権)」に多少の制限をかけて、社会生活を安定化させるために生み出されたのが天賦人権であり、当初から生きることは個人の自己責任である⁵ことを前提とする理論となっていました。従って「生きるということは自己責任である」という主張は「基本的人権」の理論的根拠となる観念論的社会契約説からの論理的帰結として必然であると言えます。憲法二十五条はこの自己責任=自助努力にある程度国が支援する努力を義務付けたもので、何もしていないのでもないかぎり、国に責任はないとする司法判断もあながち法解釈として誤りとは言えな

⁴ この点に付言すれば日本国憲法第七十六条第三項は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定しています。科学的な判断基準を持たない観念論的法学の限界を現しています。

⁵ 社会契約は、自分の力で生きている個人同士の間での契約であり、自立していない個人は社会契約の当事者として想定されていないということです。

いということになるでしょう。

しかし、現実の社会を科学的に観察し、人類の生物史的な観点から社会の変化を分析し、歴史学の観点から今日の社会を分析するなかで成立した唯物論的社会契約論の立場から言えば、「基本的人権論」とその理論的基礎をなす観念論的社会契約論は非科学的な神話に過ぎないと結論付けられます。

人類はその生存戦略として「助け合う」ことを選んだ生物種です。その生存戦略の延長に社会的分業と協業のシステムを作り上げてきました。特にそれが著しく発展したのは近代以降であり、その結果として他者の生産活動に相互に依拠しなくては社会が成り立たない状況が生まれ、個人もその社会のシステムの変容に伴って生み出されたものです。自らの生存条件を他者に委ねるためには社会がそれを保障することが必要であり、そのような社会システムを保障するのが社会契約です。社会契約の当事者は個人と社会(国)であり、個人が社会的な分業に従事する一方で、社会(国)はその生存を保障する。これが社会契約の正当な内容なのです。この社会を構成する誰しものが、生きていて当然の、また生かされて当然の存在としてあるのであって、権利として生きている人間などどこにも存在しません。生きることを権利と見做すことは、虚構の神話に縛られる事であり、一部の他者を自らの欲望のための道具と見做す者たちに利用されることでしかありません。

神話を広め、再生産しようとする者たちは、社会の経世済民の政策を厭います。つまり等価交換の原則が厳密に社会に適用されることを恐れています。それ故に社会(国)の契約上の当事者性を必死に隠そうとするのです。

今回の生活保護を巡る、相反する二つの司法判断は、現代の「基本的人権」という考え方の綻びの一端を垣間見せたものとして注目されるべきでしょう。

●=====●

★===== [コラム] =====★

中国の「人権」をめぐる話題がマスコミを賑わせています。とりわけ香港の高度な自治に絡んで、選挙制度における愛国者条項、つまり中国共産党の支配に反抗するものの被選挙権を制限する制度の導入によって、香港返還時の一国二制度が損なわれるという危惧(危惧という表現よりも現実的な可能性ですが)と、ウイグル自治区のウイグル民族に対する抑圧的政策が世界からの批判を浴びている状況です。これらの問題はひとくくりに「人権弾圧」として問題にされていますが、そのまとめ方には異議があります。

まずウイグル民族に対する抑圧政策は、人権というよりも人道の問題です。

かつて大日本帝国が李氏朝鮮を併合し、民族同化政策によって独自の文化を奪おうとしたことがありました。中国はそれを徹底して批判してきたはずでしたが、同じことをウイグル民族に対して行おうとしている。ナチスの民族浄化政策ほどではありませんが、大日本帝国の行ったことと本質的に変わりありません。

一方香港の問題は明らかに政治制度の問題です。政治的な多様性を嫌い、中国共産党に従順な「愛国者」のみで政治を運営しようとする姿勢は、民主主義という政治手法に耐えられない権力の弱さの自白的吐露でもあります。

これらはいずれも中国共産党の一党支配の持つ本質的な脆弱性に起因するものですが、それを「人権」というくくりで観てしまうと中国に同じ「人権」という土俵で反撃の機会を与えてしまうことになります。

今日の中国のこれらの政策に最も強く反応しているのはアメリカのバイデン政権ですが、中国からはアメリカ自身も黒人差別が事実として残っていることを指摘されています。アメリカとしては民主主義という政治制度を「人権」という論理で受け入れさせたいという焦りがあるのですが、かえって中国の態度を硬化させているようにも思えます。

さらに「民主主義という政治手法を強要するな」という中国側の主張は、内政不干渉の原則を盾にしたものであり、人道的な危機がより強く進行しているミャンマーの事態にも中国が静観姿勢をとる根拠をより強めさせてしまうという可能性もあります。(自国に対する内政不干渉を強調するなら、他国に対しても内政不干渉を貫かざるを得なくなるということです。)

一国がどのような政治制度を取るのかという問題とそのもとで人々の命がどのように扱われるのかという問題は分けて考える必要があります。それを混同してしまうと、国際情勢をより複雑化させることになりかねません。特にイスラム諸国では政治宗教体制の問題もあり、必ずしも民主主義的な政治制度が十分に発達していなくても、そのもとで人々が安心して暮らしていける状況があるのであれば、その国の政治制度についてはその国の人々に任せればいい。議会制民主主義は制度的には優位であると思いますが、それを採用していないからと言って目くじらを立てる必要はないということです。「人道上の問題」としてアプローチすべき問題と、市民的自由・政治制度としての民主主義の問題とは分けて論ずる必要があるのではないのでしょうか。

★=====★

次回の発行は5月1日を予定しております。